

# 児童手当の現況届

## 六月末までに

児童手当(特例給付)を受けている方は、六月の末日までに現況届を福祉保健課へ提出してください。

この現況届は、受給者の前年の所得と六月一日現在の養育の状況などを確認するためのもので、毎年一回、すべての受給者自身が出す届です。

この届を出さないと、引き続き受給資格があっても、六月分以後の児童手当(特別給付)の支払

いを受けることができなくなり、すから必ず提出してください。

また、はじめて児童手当(特別給付)を受けようとする方は、すぐに認定請求の手続きをしてください。

### 受給資格

日本国内に住所のある方で、次の要件にあてはまっているときに支給されます。

―児童手当―

①十八歳未満の児童を三人以上養

育していて、そのうちの一人以上が、義務教育終了前の児童であること。

②その人の前年の所得が一定の額に満たないこと。

―特例給与―

○児童手当の受給資格の②の要件にあてはまらない被用者(厚生年金等に加入している人)または公務員で、その人の前年の所得が一定の額に満たないときに支給されます。

○特別給付は、三年間(五十七年六月から六十年五月まで)の臨時的特例措置です。

くわしいことは、福祉保健課へお問い合わせください。

# 記載方法が変わります

## 参議院全国区

今年の通常選挙から参議院全国区選出議員の選挙方法が改正され、新たに比例代表制が導入されることになりました。

選挙の名称、記載方法は次のようになります。

◎全国区の選挙の名称は、比例代表選出議員選挙となり、地方区の選挙の名称も選挙区選出議員選挙と改められました。

◎比例代表選出議員選挙は、政党に投票する選挙ですので、投票用紙には政党名を記載することになります。(個人名を記載すると無効となります)

◎選挙区選出議員選挙は、従来どおり個人名を記載します。

◎投票方法は、初めに選挙区選出議員の選挙を行い、つぎに比例代表選出議員の選挙を行います。

# 寄付

町内の全小中学校を管理職として勤め、構芝中学校長を最後に退職された山口巖さん(成東町)から備品購入にお役立てくださいと、二十万円の寄付がありました。善意ありがとうございました。



# 国民年金の加入

誰もが年金制度に加入

わが国には、国民年金、厚生年金等八つの公的年金制度があり、誰もがいずれかの年金制度に加入し、不慮の災難や老後に備えることができるようになってきました。

は母子年金や寡婦年金、両親が亡くなった子には遺児年金、六十五歳になれば老齢年金がそれぞれ支給されます。

保険料は

年金を受けるには、一定の期間加入し、保険料を納めなければなりません。現在月額五、八三〇円ですが、より多くの年金を受けた人には、四〇〇円多く納める付加年金の制度もあります。事情で納められなくなったときは、納付を免除する制度もあります。

早く加入した方がトク

年金額は加入期間(保険料を納付または免除された期間)に比例して多くなります。老齢年金を受けるときは、この期間が最低二十五年必要ですので、二十歳になった人他の年金制度に加入していない人は、早めに印鑑を持参して役場住民課で加入届をしてください。

国民年金の加入対象者

強制加入者―国民年金は農林漁業、商工業などの自営業の人と、その家族のための年金制度です。

他の年金制度に加入していない二十歳から五十九歳までの人は、すべて加入しなければならぬことになっています。

任意加入者―サラリーマンの奥さんや、昼間部の大学生などで希望すれば加入できます。

このようなときには  
病气やケガで障害者になったときは障害年金、夫を亡くしたとき

## 国民年金普及指導委員に浅野清さん(北清水)

永く活躍していただいた伊藤敏一さん(北清水)に代わり、新たに浅野清さん(入間・電話二一三

二〇六)が選任されました。担当区域は「北清水及び鳥喰全域」です。

